

令和7年度中野区省エネルギー設備等設置補助金

○高断熱窓（改修）

1 補助額

補助金額	<u>上限15万円</u> (補助対象経費の2分の1に相应する金額(1,000円未満切り捨て)及び15万円を比較していずれか少ない金額)
補助対象経費	1. 高断熱窓本体及び関係設備の購入費 2. 高断熱窓の設置に係る設置工事費

2 申請受付

申請期間	前期：令和7年5月12日から受付開始 後期：令和7年11月10日～令和8年2月28日 ※前期は予算額の約半分の申請を受けた時点、後期は残りの予算額に達した時点で申請を締め切ります。
申請方法	電子申請

3 補助要件

要件	
1	令和7年2月1日～令和8年1月31日に設置したもの
2	既存建物の少なくとも1つの居室（＊1）について、外気に接するすべての窓（＊2）に対する改修であること
3	公益財団法人北海道環境財団若しくは一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の登録を受けた窓若しくはガラスであること（令和6年4月1日以降に登録状態にあったもの）
4	既存の設備が高断熱窓でないこと
5	新品であること
6	設置後5年以上所有して使用すること
7	建築基準等関連法令を遵守したものであること

＊1 その居室に加えて他の居室や廊下などの窓に改修を行った場合は補助対象の経費として認める。

＊2 大きさが0.06㎡以下のガラスを用いた窓、改修が困難と認められる窓（ジャロジー窓、天窗等の垂直平面以外に設置されている窓等）については、改修しなくてもよい。ただし、改修を行った場合は、補助対象経費として認める。